

令和4年度芦東山記念館館長講座  
「江戸時代の一関市域における警察機構」

第4回  
乞食小屋主のはなし

令和4年11月12日(土)13時30分~15時  
於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

1) 芦東山と乞食小屋主との交流

仙台市在住の小説家・熊谷達也氏の小説『無刑人 芦東山』(潮出版社、2021年)の最後の方に、室根山に登った芦東山が「大原の岩右衛門」と名乗る乞食小屋主と会話を交わしたうえ、学問をするのに身分など一切関係ないから、学問をしたければいつでも訪ねてきなさいと誘う場面が描かれる。

乞食(乞喰とも書く)は、江戸幕府法では非人と呼んでいた被差別民と同様な身分の者で、江戸時代においては、武士はもとより百姓・町人も彼らとの接触を極力忌避した。その住居の主が乞食小屋主である。この住居には小屋主の家族のほか手下の乞食も住んでいたと思われる。芦東山がこのような卑賤視された乞食である岩右衛門と言葉を交わした場面は、芦東山という人物をみると注目される。

しかも、この小説の場面は作者の創作ではなく、一定の史実に裏付けられている。すなわち、芦東山没後にその言行等を弟子が編集した書に『玩易斎遺稿』という本がある。現在信山社という出版社から活字本が刊行されているが、その508~513頁に東山が安永3年(1774)頃に書いたと思われる文章が載っており、そのなかに次のような文句がある。

・「東山大原村の丐者(=乞食)岩七という者、嘉肴を持ち来たりて余に贈る」

現在の一関市大東町大原に岩七と岩右衛門という乞食の親子と思われる者がおり、彼らは時折東山に食物を届けたらしい。

・「何様なる乞食も、同じく是れ天地万物の靈仁義固有の天性を備える人民にて、匪人(=非人)というべからざる品々、明白なり」

「後世の和俗、およそ丐の人を非人と号して平生の辭となすは、はなはだよろしからず、何様の丐者も皆我と同じ人体の人を匪人と号す、痛み入りたることというべし」  
乞丐(=乞食)は我々と同じ人間であり、それを非人(=人にあらず)と呼ぶのはよくないことだ。(かたい=傍居=道路の傍などにいて人に金品を乞い求めるもの)

・「何様の乞食する者も、(中略)その身分相応の師範を求め、人の人たる道を知るように学問成就すれば、玄默安静休徳の真人となること疑いなし」

乞食であっても適切な教師を得て学問すれば、もの静かで立派な徳をもつ「真人」となることは疑いない。

以上のような文章から、東山が乞食を決して差別せず、それどころか乞食も我々と同じ人間であり、教師を得てしっかり学問すれば「真人」となることができると思っていたことを理解できる。

芦東山の日記を活字化した日本政治思想史家・橋川俊忠氏は、このような東山の思想を「平等主義」と呼んでいるが(同氏編『芦東山日記』(平凡社、1998年)「解説」18~20頁)、儒教思想の枠内という限定はあるものの、確かに江戸時代の思想家としては、被差別民を差別していない点で注目に値しよう。

## 2) 芦東山が期待する乞食小屋主の職務

それでは、このような仙台藩領の乞食小屋主、さらには他の被差別民は一体どのような社会的存在だったのだろうか。結論を先取りしていえば、彼らは、その社会的役割の1つとして、仙台藩の警察機構の最底辺を担っており、また、磔等の死刑に際してはその執行人としての役割を果たし、さらに、刑死した死骸の晒し場の番人としても使用された。

こうした彼らの役割のなかで、芦東山は、宝暦4年(1754)正月付で藩に提出した上書において、とくに乞食頭の犯罪捜査や被疑者の捕縛に当たって果たす役割に期待を示す(滝本誠一編『日本經濟大典』11巻(明治文献、1967年)413~418頁)。

すなわち、城下の目明かしが支配する乞食頭という者が在々におり、彼らは「民間少分ずつの助力をもって、十村一軒と申すように所々に小屋を相掛け、乞食・諸悪者どもの仕置き」をしている。彼らは、盜賊等のお尋ね者があるときには、「御領内は申すに及ばず、他領へ逃げ走り候者にても大方見出し申し候」。

そこで、「乞食頭ども盜賊見当たり候はば、盜む盜まずの時にかかわらず、何方なりとも見当たり次第召し捕らえ候はば、右ご褒美として盜賊一人召し捕らえ候者には、金二両ずつ」与えるようにする。このように乞食頭を活用すれば、盜賊どもはことごとく領内から立ち退くだろう、といいうのである。

この東山の提言で「乞食頭」と呼ばれているのは、彼らは10村に1軒いるとの指摘からすると、むしろ乞食小屋主を指しているだろう。彼らに褒美を与えて活用すれば盜賊がいなくなるとの指摘はだいぶ単純すぎると思われるものの、乞食小屋主の社会的機能の一端をそれなりに捉えているといえよう。そこで、以下、彼らがいかなる社会的存在であったかを、いささか具体的にみていくたい。なお、はなしの内容上いわゆる差別用語がよく出てくるが、すべて歴史用語として使用することはいうまでもない。

## I 江戸・大坂の非人

### ① 江戸(参考:石井良助「近世賤民に関する若干の考察」その他)

江戸では、仙台藩・一関藩が乞食と呼んでいる被差別民を非人と称している。そこで本題に入る前に、そもそも江戸における非人はどのような存在だったかを確認しておきたい。

非人の生業は物貰いと紙くず拾い、それに牛馬の皮剥ぎ等が主であるが、彼らは始期は不明ながら、少なくとも近世中期以降は一定の集団を形成していた。

彼らが多く住む地域が江戸には何ヶ所かあったが、規模の大きなものは、寛政12年(1800)の調査で、浅草の368軒と品川の236軒だった。この軒というのは小屋数で、この小屋のなかに小屋頭と、その小屋頭に従っている抱え非人がいたから、人数は相当多くなる。具体的には天保12年(1841)の調べで、浅草4,029人、品川142人などという数字が紹介されている(この数字には検討の余地があるかもしれない)。なお、浅草の非人集団を支配している非人頭として車善七、品川のそれとして松右衛門が知られている。

この非人集団は全体として、穢多頭の弾左衛門の支配下にあった。穢多は非人が剥いだ牛馬の皮を加工することを主な生業としている被差別民で、弾左衛門は江戸や関東に住んでいる穢多を支配していた。従って、穢多頭の弾左衛門は、穢多と非人を中心に、その他数種の被差別民を支配下においていた。

この弾左衛門は、太鼓や雪駄などの革類と灯心の製造・販売を独占的に認められており、豪勢な生活振りだったといわれている。浅草の当時新町と呼ばれていた場所に1万4千坪余の集住地をもち、弾左衛門の屋敷は2千6百坪ほどあって、1万石の大名の屋敷にも劣らないといわれるほどだった。

この穢多頭・非人頭の支配下にある非人は、それぞれ物貰いや紙くず拾いなどの生業をする地域を割り当てられており、差別される存在ではあったが、それなりに生業を行う保障を得ている集団だった。この保障のいわば対価として、彼らは一定の刑罰執行の際の手伝いを要求された【資料1】。しかし、警察業務への関与はさほど存在しないように思われる。

## ② 大坂(参考：岡元良一『大坂の世相』その他)

これに対し、大坂の非人は警察業務に大きく関与していた。彼らは、近世初期に道頓堀・天王寺・鶯田・天満の4ヶ所に集住させられており、ここから彼らは四ヶ所ないし四箇と称された。また、垣外・長吏(広義)とも呼ばれた。

北崎豊二『近代大阪の社会史的研究』(法律文化社、1994年)6・7頁によれば、各垣外の広さと人口は次の通りである。

道頓堀	= 1,344坪(宝暦年間、1760年前後)	343人(寛政元年、1789年)
天王寺	= 1,500坪(?)	379人(同上)
鶯田	= 不明	266人(同上)
天満	= 522坪(明治5年、1872年)	170人(同上)
計		1,158人

それぞれの集住地では、長吏(狭義)・二老・組頭・小頭・若い者・弟子などといった階層があつて強い統制が加えられたらしい。この階層のうち小頭や若い者が犯罪者の探索や捕縛に携わった。彼らは脇差しや十手を帶びて警察業務に従事する一方、その権威を笠に着て米錢を強要したり犯罪者を勝手に見逃したりの弊害も生じるようになった。

なお、非人は、この警察業務のほかに牢番・罪人の護送・刑場内外の警備などもその任務としたらしい。

## ③ 野非人

江戸・大坂に限ったことではないが、これらの集団に属さずに物貰いなどを行う非人もあり、彼らは野非人と呼ばれた。彼らは、飢餓その他の理由で諸国から都市に流入した人々であり、いわば隠れて物貰いなどをせざるを得ない人々だった。それゆえ、非人集団に属している非人からすれば、自分たちの独占的な生業の地域を不当に侵害する者であり、排除すべき対象であった。

## II 仙台藩領の乞食のあり方

次に、仙台藩領全体の乞食小屋主がどのような存在だったのかである。

まず、『秘藏録』巻1「穢多・頬人・香具並びに在々角力のこと」(鈴木省三編『仙台叢

書』10巻（仙台叢書刊行会編、1926年）173頁）は、年不詳ながら近世後期の「乞食小屋主惣人数」として、小泉河原こいずみかわら17軒、在々173ヶ所という数字を掲げている。『宮城県史』2・近世史（宮城県、1966年）135頁によれば、寛文4年（1664）の村数は970ヶ村であるから、これを在々173ヶ所で割れば5、6ヶ村に1軒の割合で乞食小屋主がいたことになる。

これらの小屋主を統括する者として、彼らの上に乞食頭がいた。その人数は不明だが、あるいは郡ないし代官区に1人といった具合だったろうか。

彼らの生業は、乞食小屋主という名称からして、民間の吉凶時あるいはその他日常的な物貰いであったと思われるが、上記の数値は小屋数であり、その小屋には小屋主の家族のほか抱えの乞食がいたから、人数はさらに大きくなろう。彼らには、物貰いができる一定の領域が決められており、そこで独占的に物貰いを行うことができたと思われる。そのため、この独占的領域に未組織の乞食・勧進・浪人等の他所者が入ってきた場合には、それを排除して自分たちの権益を守るとともに、押し乞い等から村民を守ることも重要な任務だった。

このような他所者排除の延長線上に、彼らに一定の警察的機能が付与されることになる。その関係資料として、さしあたり2点掲げよう。

① 寛政4年（1792）6月、目明かし清兵衛が乞食に申し渡した掟（吉田『仙台藩刑事法の研究』（慈学社、2012年）75～80頁）の大意

- ・乞食にはその身分標識として焼き印を捺した5寸四方の板札が渡されて、乞食はそれを下げて歩かなければならなかった。
- ・当初は乞食が三味線や鼓を用いて渡世することが禁じられていたが、宝曆11年（1761）頃にそれが解禁された。
- ・乞食の主要な任務として犯罪捜査があり、そのための捕り物道具として手木てこ1本と差縄1筋の所持が許されていた。ただし、脇差しを差すこととは禁止されている。
- ・原則として、他領者を弟子にすることは禁じられているものの、縁組み等については国境を越えて他国の乞食仲間と取り結ぶことが認められている。
- ・凡下ほんげ（＝庶民）が生活に困窮して乞食仲間に入りたいという場合は、必ず目明かしの判断を仰ぐことが要求され、自分で勝手に入れることが禁止されている。

およそ以上が近世中期頃までの乞食小屋主の掟である。

② 明治3年（1870）正月に、江刺県下の乞食小屋主が江刺県岩谷堂役所に提出した嘆願書及びその添付文書（江刺市史編纂委員会編『江刺市史』5巻・資料篇・近代II（江刺市、1979年）209～301頁）

ここでもこの資料の大意のみを示すが、まず、嘆願書は、乞食小屋主は、旧領中に徒いたずらもの者取り締まりのため村々へおかげで、悪者どもを制動してきた、享保年中仙台城下の目明かし重右衛門（=十右衛門）の支配となり、以後「取り方向き芸道」に励んできたものであるから、明治新政府下になっても、旧領時代同様召し使って欲しいと訴えたものである。

その附属文書は乞食小屋主の職務を書き上げた長文のもので、要旨は、

- ・殺人犯・放火犯その他の重罪人の捜査を町奉行より隠密に命じられ、場合によっては他國にまで出かける。
- ・乞食小屋主は「御政事の端に拘わり、重き御用」を勤めている。
- ・浪人・長脇差し・押し売り・乞食等の強乞いをする者は、自分たちの判断で、見当た

り次第追い払っている。

- ・以上の職務のため、刀・十手・<sup>じっとう</sup>指し縄・御用提灯の所持が認められている。  
などというものである。

この嘆願書は、自分たちの職務がいかに重要なものかを印象付けようとするものであるから、いくぶん誇張されている可能性があるが、乞食小屋主が目明かしの支配を受けつつ、一定の治安維持機能をもっていたことは認められよう。

江刺郡の乞食小屋主の事例がそのまま一関市域の仙台藩領に存在した小屋主に当てはまるか否かは検討の余地があるが、ある程度近似的であると推測することはできるだろう。

このように被差別民が警察機構の末端に組み込まれることは、仙台藩に独自なものではなく、むしろ全国的によくみられることである。例えば、幕府も天保4年(1833)11月に、在々に盜賊・悪党がいたら、村役人の命に従って召し捕らえるよう穢多・非人に命じている(『御触書天保集成』(岩波書店、1941年)6499号)。

ただし、同令は、その場合でも、穢多・非人が自分の判断で百姓に縄を懸けて取り調べてはならず、必ず村役人に届け出て指図を受けるように、とも命じている。たとえ盜賊・悪党でもそれが百姓ならば、身分的には穢多・非人よりも上であることを示している。この点は仙台藩でも同様であり、例えば、百姓を乞食小屋に引き下げて取り調べてはならないとされている(『宮城県史』31・史料集II(宮城県、1962年)21頁、年不詳5月26日、『氣仙郡大肝入 吉田家文書』文化4年37番)。

このことは同時に、身分的には下である穢多・非人が百姓の召し捕り業務の一端を担うことにより、百姓の穢多・非人に対する憎悪感を強め、それがさらに差別意識を増幅したに違いない。

### III 一関市域の仙台藩領

一関市域の仙台藩領において、小屋主はどのように存在していたのだろうか。実は、この点さえまったく解明されていないのではないかろうか。わたしが接した関係資料はわずかに次の2点のみである。

- ① (『宮城県史』31、37・8頁、宮城教育大学附属図書館蔵『仙台藩判決録』86号、『吉田家文書』文化6年(1809)18番)

本件は、東山下折壁村(室根村)乞食小屋主の居家が焼失した際の取り扱いについて、検断・肝入からの報告を受けて、大肝入が代官に問い合わせ、さらに代官が郡奉行に問い合わせて、その指令を記録したものである。

それによれば、乞食小屋主は郡村の空き地などに居住している者で、御郡人別帳には付いていない者である。その小屋が出火類焼したときは、平人に關係がなければ、大肝入の申し出を代官が承知するだけで済ませ、何か口論等があれば、その頭が処理することになっていると指令している。

- ② 平重道・小々高幸一「宮城県瀬峰町の旧検断家に残る氣仙郡小屋主資料」(瀬峰町史編纂委員会編『瀬峰町史 全』(瀬峰町役場、1966年)所収)

寛政8年(1796)に氣仙郡三口村(氣仙郡に三口村はないが、資料のまま)の小屋主市左衛門が規格にはずれた小屋普請をしたため、支配頭の目明かし清兵衛によって有住村(住田町)小屋主宇平太と小屋替えを命じられた。この命令は、本吉郡志津川(宮城県南三陸町)

小屋主与惣治と東磐井郡大原小屋主海右衛門によって市左衛門に伝えられた。

これに対して村方の検断・肝入が、乞食小屋は村方で手当をし、土地・材木も提供しているのであるから、前もって相談があって然るべきであるとして、宇平太は不行跡であり、一方市左衛門の倅金五郎が適任だから跡小屋主に立てて貰いたいと要求した。

この目明かし・小屋主集団(このなかには千厩小屋主飛助も加わっている)と村方との紛争の経緯を村方の立場で記したのが同資料である。その最終結果がどうなったかは不明だが、小屋主と村方との関係、また小屋主間の連携等が不十分ながら窺われる。

以上の2点だけでは、乞食小屋主が一関市域の村々に何人ほどいたのか、彼らが犯罪捜査や被疑者の捕縛等にどのように関与したのか、さらにはその生活実態はどうだったか等、ほとんど分からないので、すべて今後の資料発掘に委ねざるを得ない。

#### IV 一関藩領

##### 1) 小屋主の生態

これに対して、一関藩領の小屋主については、一関藩の刑事判例集である『増補刑罪録』からだけでも多くの知見を得られる。関係記事を表示した【資料2】から読み取れる一関藩領小屋主の生態を列挙してみよう。

- ・同心・小人や目明かし・<sup>しま</sup>役の指揮を受けて、犯罪捜査や被疑者捕縛に携わる (No. 1、3、4、8、14、18、19、20、21、24、35)。
- ・聞き抜けと称する情報収集を行う (No. 22、23、29、37)。
- ・諸事件の内済に立ち入り、謝礼を受ける (No. 11、13、16、27、28、30、34、39、41)。
- ・博奕事件に係わる (No. 2、15、17、26、27、28、29、33、38、39)。
- ・被疑者預かり、あるいは取り逃がし (No. 5、42)。
- ・不審者を宿泊させ、あるいは囲いおく (No. 12、32)。

小屋主の果たした役割を大雑把にまとめれば、およそ以上の通りであろう。しかし、役割以上に重視すべきは小屋主の身分上の地位であり、平人との区別がNo. 7、25、26、31、33、38にみられる。こうした卑賤視された存在としての小屋主が警察機構の末端に位置付けられたことは、全国的にしばしばみられる現象である。

ところで、【資料2】で目立つのは一関村(旧一関市)の小屋主の記事であり、全部で14件ある。しかも1つの家が小屋主の地位を世襲しているのではないかと思わせる節がある。すなわち、一関村の小屋主を整理すると、①関右衛門(1、3)—②淀右衛門(7)—③吉右衛門(淀右衛門倅、7、9、13、15)—④儀兵衛(吉右衛門倅、13、15)—⑤淀右衛門(16、22、27、29)—⑥義兵衛(32)—⑦義三郎(38、39)—⑧惣治(42)となる。

このうち、②淀右衛門—③吉右衛門—④儀兵衛が親子関係にあることは疑いない。また⑤淀右衛門、⑥義兵衛、⑦義三郎は、曾祖父の名を継いだり、あるいは父の名の1字を受け継いだりした可能性があるのでないか。ただし、①関右衛門と②淀右衛門との関係は不明である。また、⑦義三郎は39で領外三里四方追放になっているので、その跡を継いだ⑧惣治は⑦と無関係であろう。

このような推測が許されるならば、②～⑦の6代が家を継いでいることになる。小屋主の身分を考慮すると、まったく新たな家が一関村の小屋主に任命されることよりは、同一の家柄が小屋主の地位を相続すると考える方が自然ではなかろうか。

なお、『一関 原田文書』172 頁に、おそらく【資料 2】の No. 3 と同一事例と思われるが、明和 7 年(1770)に、乞食頭松太郎が富沢村(旧一関市)平之助を召し捕ったことで 1 貫文の褒美めいしょを与えられ、また【資料 2】には掲げられないが、天明 5 年(1785)7 月に、乞食頭淀右衛門が破牢囚人を召し捕ったことで、同じく 1 貫文の褒美を与えられた記事がある。

## 2) 乞喰頭の追放刑への関与

一関藩には、上記の乞食小屋主を統括する乞喰頭が存在した。この乞喰頭の実態についてはほとんど不明であるが、『増補刑罪録』からは、追放刑を宣告された無宿者等は乞喰頭に渡されて追放処分されたことが窺われる【資料 3】。

この手続がいかなる経緯で成立し、どのような意味をもったのかについては、まだ検討できていないが、被差別民が刑の執行に関与する一形態として留意しておく必要があろう。

### III その他の被差別民

『増補刑罪録』に表れる被差別民は小屋主が圧倒的多数であるが、小屋主以外の被差別民についての記載もある。それは、穢多と癩人である。

#### 1) 穢多

- ・明和 4 年(1767)9 月、穢多長八は、怪しい点があつて牢に収容されたが、疑いが晴れて出牢したうえ、妻子を召し連れて所払いに処された(2455 号)。

穢多についての事例は上記の 1 件のみで、また、記述もこれだけで具体的な内容は不明だが、所払いなので、妻子とともに他村に移されたのではないか。

仙台藩城下の穢多は川原町(現仙台市青葉区)に集住していて、皮革生産の独占営業権をもっていたが、磔刑執行に際して鎧を突く刑吏としての役割をも担わされた(吉田『仙台藩刑事法の研究』87 頁)。一関藩の穢多の人数・性格・任務等についてはまだまったく調査していないので、仙台城下の穢多との異同を述べることはできないが、今後追究すべき課題である。

#### 2) 癩人

- ・文化 13 年(1816)5 月、流清水村(花泉町)ながれしみず まち 癩人金蔵は、伊豆野新町(現宮城県栗原市志波姫伊豆野と思われる)の癩人小屋に頼まれていたとき、制禁を犯した者がいたのにそれを制せず、犯人が捕縛された際に取り騒ぎ、乞喰頭へ立ち合つたことを不届きとされ、牢舎 10 日と申し渡された(2464 号)。

癩人についての事例もこの 1 件のみで、これまた内容が必ずしも明瞭でないが、伊豆野新町という所に癩人小屋があつたらしい。金蔵は頼まれてそこにいたとのことだが、仙台藩の癩人小屋主については、本人が癩病人ではなく、癩病人を収容する小屋の管理者だったが、17 世紀後半には癩病人の収容がなされなくなり、そこで、癩人=癩人小屋主は各戸を勧進して廻ったり、警察業務などの御用を務めるようになった、との研究がある(鯨井千佐登『境界の現場』(辺境社、2006 年)第 5 章「境界の神と皮=衣裳」)。

一関藩の上記記事でも、金蔵は頼まれて小屋にいたというのだから、金蔵自身は癩病人ではなかつた可能性がある。また、『増補刑罪録』で「制禁を犯す」という記述は、しばしば博奕を行つたと同義に使われる場合が多いように思われる所以、要するに癩人小屋で

博奕が行われ、それに取り締まりの手が入ったとき、乞食頭とともにその捕縛を逃れようとして妨害したというようなことではないだろうか。

なお、この裁判は仙台城下の評定所で行われたと思われるので、金蔵の身柄が一関藩の在仙留主居に渡されて、一関城下の牢屋で10日間の拘禁が行われたのだろう。

#### IV 被差別民の身分解放

このような被差別民は、法制的には明治4年(1871)8月の穢多・非人の称を廃止する令によって解放されたわけだが、実際にはその後も長期にわたって(現在でも)差別意識が存続する。しかし、この点についてはこれ以上触れない。

ただ、ここでは、盛岡藩領高木通り浮田村(現花巻市東和町)に文化12年(1815)～元治元年(1864)にみられる「小屋頭」の身分解放についての興味深い事例を、阿部茂巳「元治元年小屋頭の身分解放」(『岩手史学研究』86号、2003年)に従って紹介しておく。

阿部氏によると、この小屋頭の職務は、①祭礼などの村の警備役、地廻りのような役目、②犯罪被疑者の留置、③目明かしの手下となって犯人の探索・逮捕、④行刑役の一端の担い手、⑤野非人や徒<sup>いたずらもの</sup>者の排除、⑥勧進、⑦皮革業、等が挙げられる。また彼はこれらの職務の裏で、⑧被疑者逃亡の援助や盜品購入者へのゆりたり等の闇の仕事もした。

彼の小屋は「エタ小屋」と呼ばれ、嘉永元年(1848)にはその建て替え費用を要求して、檀那場3ヶ村から各3両ずつの計9両を出させてている。そして元治元年には、この3ヶ村に対して各5両ずつの身洗い金を出して、百姓にしてもらったというのである。

この驚くべき多様かつ複雑な職務と性格をもつ小屋頭は、これまでの被差別民研究からすれば、穢多の職務・性格をもつとともに、非人(=乞食)のそれをも併せもつ。本来別個であるべき穢多と非人が、彼においては完全に融合しているとしかいえない。

この浮田村と地理的にさほど遠くない一関市域にも、すでに述べたように乞食小屋主と乞食頭がいた。この両者に何らかの交流があったか否かは分からぬが、一関市域の乞食小屋主・乞食頭は非人的要素をもつのみで、穢多とは異なるように思われる。

しかも、浮田村の小屋頭が檀那場の村々に身洗い金を出して百姓=平人になったのに対して、一関市域の乞食小屋主・乞食頭には、そのような身分解放はみられない。むしろ明治になっても旧藩時代の身分と職務の維持を歎願している江刺県下の乞食小屋主と同様の態度を取ったとすれば、両者の違いはきわめて大きい。この違いは一体どこから生まれたのだろうか。今後追究すべき重要な課題である。

#### おわりに

江戸時代の東北地方にはいわゆる被差別部落はなく、それが現在でも差別問題があまり表面に出ない原因の一つだといわれるようである。確かに被差別民が多数集住していた地域はほとんどなかったように思われる。しかし、被差別民がいなかつたわけでは決してない。彼らは、城下では数軒が一定地域に集住していることもあったが、農村部では何ヶ村かに1軒という具合に散在していたらしい。

このような被差別民のうち、仙台藩領・一関藩領でとくに警察力として利用されたのが乞食小屋主である。彼らは仙台城下の目明かしの支配を受けつつ警察活動に従事した。その取り締まりの対象となるのは、多くの場合百姓・町人であるから、百姓・町人からすれ

ば、この乞食小屋主は警察権力を振るう恐ろしいものであり、その恐怖心が乞食小屋主に対するさらなる差別意識を助長したことだろう。しかし、この点の具体的検証はいまだなし得ておらず、今後の課題としなければならない。

なお、幕末においては、盛岡藩領浮田村の被差別民のように平民に上昇する者がいる一方、維新期の全国的な身分解放に際して、それまでの被差別民の特權維持のため身分解放を望まない者も存在する。しかし、明治初年の近代的警察制度の導入により、被差別民は警察機構から排除されたものと思われる。その旧仙台藩領・一関藩領における具体的過程の解明はほとんどなされていないのではないかと思われる所以、これも今後の課題である。

(資料1) 江戸の刑罰と非人

(『日本近世行刑史稿』上, ① 677頁, ② 607頁)



【資料2】『増補刑罪鏡』に見られる小屋主関係記事

No.	年	月	名前	履歴	生所	記事内容	刑罰	質	通し番号
1	宝曆 9年(1759)	8月	慶右衛門	乞懃頭 關右衛門弟	一関村	盜賊召捕に骨折り	禁500文充		2665
2	明和 3年(1766)	9月	小川	乞懃頭	不明	上総赤村櫛玉町水手源内が乞懃小屋で懲役	源内、御領外へ追放	持渡奥久所	618
3	明和 7年(1770)	6月	松太郎 文六	乞懃頭	流金沢村 山ノ目村	同心が申し付けた南部者を召し捕る	鳥目1貫文充		2666
4	寛政 6年(1794)	5月	弥惣治	乞懃頭 乞懃小屋主熊右衛門姪望	一関村 赤金沢村	御小人隱居の手先となり、醜姿を帯び淫遊を繰る	里金30日		2456
5	寛政11年(1799)	2月	迄吉	乞懃頭	東山上奥玉村	召捕者の番に付き、取り巻がす	押込10日		2457
6	享和元年(1801)	3月	水右衛門	乞懃頭	東山警玉村	妻子窮氣で山伏の行脚を受け、狐を付けられたと申し受け	里金20日		2384・2458
7	享和元年(1801)	3月	小屋主	小屋主 流石右衛門伴6人	一関村	心・目明かしの供、百姓と同席食事、音遊の分を失	取り		2459
8	享和 3年(1803)	11月	熊右衛門	乞懃頭	流金沢村	疑いのみで自然への懲役・質問	押込10日		2460
9	文化 4年(1807)	2月	吉右衛門	乞懃頭	一関村	盲姓訴訴を代償、その身呂半斗を用立てる	叱り		494・2461
10	文化 4年(1807)	4月	不明	小屋主	不明	東山北小笠村牛之丞親類御太郎が、小屋主の吟味を恐れる	御太郎、押込3日		1228
11	文化 4年(1807)	4月	不明	小屋主	不明	東山主に内法の相談	庄作、押込3日		1229
12	文化 4年(1807)	9月	熊右衛門	乞懃頭	流金沢村	無宿音を不純未に覺えし悪く等	押込5日		2462
13	文化 9年(1812)	12月	儀兵衛	小屋主吉右衛門伴	一関村	侍召仕の女が無行儀の牛で内添取り計らい	押込3日		2463
14	文化10年(1813)	11月	不明	小屋主吉右衛門伴	三里村	三里村深瀬が、お嬢ね者に出会いたと、小屋主へ繰り報告	深瀬、牢舎10日		1235
15	文化13年(1816)	9月	儀兵衛	小屋主吉右衛門伴	一関村	篠塚邊に行きながら陰険をしなかつた	牢舎30日		2465
16	文化13年(1816)	9月	不知	定右衛門	一関村	篠塚邊に掛け込み金を取らうとした等	御城下井3點追放		2466
17	文政 7年(1824)	2月	慶助	小屋主吉右衛門伴	流金沢村	傳姿、交響盗	阿武隈川・宮川等へ追放		2467
18	文政 8年(1825)	6月	佐吉	小屋主	草山北小剣村	仙台越後人に金にじられ、一眼通領民を召し捕り、報告遅延	里金10日		2468
19	文政 9年(1826)	8月	義兵衛	小屋主	流金沢村	無信者召捕につき不殆牢舎	牢舎10日		2469
20	天保 2年(1831)	4月	慶龍	乞懃小屋主	流涌津村	噴塙の邊に駕けけ、過激・不法の取引計らい	牢舎10日		2470
21	天保 3年(1832)	正月	不明	小屋主	不明	元ベリ役林治が、體測で取り留めもないことを小屋主へ話す	林治、戸籍20日		1035
22	天保 3年(1832)	正月	淀右衛門	小屋主	一関村	闇を抜け行き遠いことを目明かしに報告	押込5日		2471
23	天保 3年(1832)	正月	廣蔵	小屋主	東山警玉村	罰を抜けの際、手木の音を察し向けた	叱り		2472
24	天保 3年(1832)	8月	不明	小屋主	流金沢村	花火を立てた赤坂玉村の自姓を、小屋主が取り押え	不明		864
25	天保 4年(1833)	2月	不明	小屋主	不明	流金沢村を受取るが、小屋主母子を平人同様に扱つ	不明		1249
26	天保 4年(1833)	7月	熊右衛門	小屋主	一関村	百姓の酒代を取り金を受領、同間で飲酒	牢舎50日		2081・2473
27	天保 4年(1833)	7月	淀右衛門	小屋主	流涌津村	酒代金を貰い、自然の海産を取り漁つこと合意	押込10日		2474
28	天保 4年(1833)	7月	慶蔵	小屋主	一関村	百姓の漁取り漁しいの節、不取り計らい、	叱り		2475
29	天保 5年(1834)	12月	定右衛門	小屋主	流涌津村	闇を抜き毛手段(はいえ)、制茶の賭け事をした	押込5日		2476
30	天保 6年(1835)	2月	松四郎	小屋主	山目村	銀郎多受けた者より過分の金代を貰い、訴えず	牢舎20日		2477
31	天保 7年(1836)	8月	不明	小屋主	不明	砂原島次郎父隣居の盜賊を止めず			
32	天保 9年(1838)	9月	義兵衛	販小屋主	一関村	盜賊取引の者を匿す。盜賊官	吉川切り追放	居屋地主	944
33	弘化 元年(1844)	8月	末治	小屋主松四郎空	流涌津村	受取の手元ない一件に立ち入り金子街ひ取り	281・2478		
34	弘化 元年(1844)	10月	不明	小屋主	山目村	土地所有者に立入り金子街ひ取り	713・2479		
35	弘化 2年(1845)	3月	忠誠	小屋主	不明	東山北小笠村警頭右衛門が、ペリ中の禪頭と小屋主の密談を止めず	1540・2222		
36	弘化 2年(1845)	3月	不明	小屋主	一関村	御番医相田勢安、小屋主に頼んで盗賊を捕縛させた			
37	弘化 2年(1845)	3月	忠誠	乞懃	東山上奥玉村	入牢金につき、置き抜け方空忽	東山北小剣門、牢舎30日		1306
38	弘化 4年(1847)	5月	義三郎	小屋主	一関村	傳姿一件に立ち入り胸緒を取る	平人交じり撃退		2480
39	弘化 4年(1847)	11月	義三郎	無宿	一関村	有壁歌役所でみだりに宿無心・過言・法外	御領外3里四方追放		2481
40	嘉永 2年(1849)	5月	与助	乞懃	無宿	乞食頭へ逐し、御領外へ追放	2482		
41	嘉永 4年(1851)	12月	不明	小屋主	不明	流日形村裏助が、傳姿吟味を願い、小屋主に内添相談	豪助、叱り		2483
42	安政元年(1854)	2月	齋治	小屋主	一関村	頂けられた吟味中の者を取り連がした	叱り		772
									2484

【資料3】『増補刑罪錄』証載の乞食頭廻与・放寧事例

№	記事年月	名前	所住	罪状	追放刑記事
1	宝慶 6年(1756) 5月	八十郎	狐通寺内九右衛門口子	敵の戸を分明け、財物等盜	乞食頭云相達、入盡之上御館外三里四方追放 通し番号 78
2	宝慶 6年(1756) 9月	又五郎	涌連寺又兵衛弟	米袋を衣類を2ヶ所で盗	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 82
3	宝慶 6年(1756) 9月	鷹松	舞宿	脚西寺子弟をなり、取立帰、寺で小盗	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 83
4	宝慶 8年(1758) 8月	喜八	無宿	追放立候の上盗	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 91
5	安永 7年(1778) 4月	十五郎	無宿	以入りの錢盜	乞食頭云相達、自印付、御館外三里四方追放 通し番号 105
6	安永 8年(1779) 10月	十之丞	赤目形村又三郎弟元水呑	本所へ立ち廻り、強奪・不法	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 1145
7	天明 4年(1784) 5月	玉麿	中沢寺之助代當時無宿	土屋敷へ至り込み、自米盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 111
8	天明 5年(1785) 2月	喜八	無宿	井澤寺屋沙門監禁前を放し、量を盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 114
9	天明 5年(1785) 4月	吉左衛門	無宿	处々で錢物盜	乞食頭云相達、自印付、御館外五里四方追放 通し番号 118
10	天明 7年(1787) 3月	松蔵	涌連寺村地逃	柄底・錢物盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 126
11	天明 8年(1788) 8月	三太郎	赤目形村九五郎卒出奉立帰	本所へ立帰盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 128
12	安政 2年(1790) 12月	栄吉	無宿	金銀を出し奉立帰、益物配分を得る	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 129
13	文化元年(1804) 10月	銀蔵	題定寺弟子白龍堂	賊頭等の縁へ尾を始め取る	小室主へ付差 乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 137
14	文化 6年(1809) 12月	元助	無宿	金銀を貰し金のめ取財 繁物を保める	小室主へ付差 乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 1598
15	文化 8年(1811) 4月	新蔵	無宿	無信で数年徘徊、挽布着用	乞食頭云相達、未野切追放 通し番号 836
16	文化 9年(1812) 7月	萬吉	三木町出生無宿	數ヶ所へ及び入り、本體盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 1000
17	文化 9年(1812) 12月	丹治	無宿	御館外五里四方追放 通し番号 146	
18	文化12年(1815) 10月	源一	西御無宿	御館外五里四方追放 通し番号 147	
19	文化12年(1815) 10月	源一	西御無宿	御館外五里四方追放 通し番号 148	
20	文政 3年(1818) 12月	養左衛門	豊古寺村百百才出奉立帰	百姓家へ及び入り、米・味噌等盜	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 366
21	文政 6年(1823) 6月	彦九郎	涌連寺	田地糞み合いの件を自らへ説文	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 1180
22	文政 7年(1824) 1月	喜助	無宿	販物向きへ坊主等	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 165
23	天保 2年(1831) 9月	太吉	無宿	自業手業等へ及び入り、本體を盜もうとした	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 180
24	天保 4年(1833) 10月	亦五郎	無宿	米・米穀の匂い、	乞食頭云相達、未野切追放 通し番号 185
25	天保 8年(1837) 5月	龜治	追放立帰	車盗脚行	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 1194
26	天保 8年(1837) 6月	三之助	西御無宿	小盗・博奕	乞食頭云相達、未野切追放 通し番号 200
27	天保 8年(1837) 12月	市三郎	二輪町長崎卒出奉立帰	奴中出奉立帰、小盗	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 204
28	天保10年(1839) 2月	右衛門	追放立帰	益物配分を得る、博奕	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 214
29	天保10年(1839) 4月	佐申	追放立帰	出牛立帰、日高へ及び入り盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 216
30	天保10年(1839) 7月	多利藏	裏白寺村追放立帰	益物手引き、益物配分を得る	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 218
31	天保10年(1839) 8月	つま	二輪町源兵衛等家南部無宿	益地直	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 220
32	天保10年(1839) 8月	長蔵	追放立帰	人盗へ及び入り、衣類・織物盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 286
33	天保11年(1840) 5月	平蔵	飯田出奉立帰	益物配分を得る	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 222
34	天保11年(1840) 5月	友治	無宿	同類が盜んだ品を贈した	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 223
35	天保12年(1841) 2月	三蔵	無宿	益地より本體貰い、盜の聲い	乞食頭云相達、未野切追放 通し番号 224
36	天保12年(1841) 10月	金助	無宿	所々へ及び入り盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 227
37	天保12年(1841) 12月	圓治	圓治	益地所行	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 228
38	天保13年(1842) 3月	卯太郎	無宿	益地所行	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 229
39	天保13年(1842) 3月	長公	無宿	益地所行	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 230
40	天保13年(1842) 3月	通助	無宿	益地所行	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 231
41	天保13年(1842) 11月	通助	無宿	益地所行	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 232
42	天保13年(1842) 11月	八太郎	市威	益地所行	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 1197
43	天保14年(1843) 1月	源次郎	下黒浜村西光寺弟子追放立帰	身元取り扱い、博奕	乞食頭云相達、古川切追放 通し番号 774
44	弘化 2年(1845) 3月	佐蔵	赤堀	内壁煙管盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 246
45	嘉永 2年(1849) 5月	与助	東山南小製打奉立帰	田舎で金穀盜	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 247
46	嘉永 2年(1849) 5月	市威	無宿乞喰	田舎・盜事を出訴	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 248
47	嘉永 6年(1853) 7月	十藏	無宿乞喰	金子銭い取り	乞食頭云相達、御館外五里四方追放 通し番号 778
48	嘉永 6年(1853) 7月	七	酒飯會無宿追放立帰	流萬次村若利和吉弟追放立帰	乞食頭云相達、古川切追放 通し番号 306
49	嘉永 6年(1853) 12月	七	酒飯會無宿追放立帰	二輪町中里五郎目自姓	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 249
50	安政元年(1854) 12月	庄吉	松田舞眉	三間町茂義寺家南部無宿	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 249
51	安政 2年(1855) 3月	惣助	市威	日御膳組温放立帰	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 249
52	安政 3年(1856) 正月	千代治	市威	金子銭い取り	乞食頭云相達、御館外三里四方追放 通し番号 778